

日本国東京都と中華人民共和国北京市の交流・協力に関わる合意書

東京都と北京市は、1979年3月14日の友好都市関係締結以来築いてきた友好関係を、互いの市民にとって実質的に役立つものとするため、提携40周年を契機に、両都市に共通した関心事である下記の分野において交流・協力をを行うことに合意する。

- (1) 科学技術イノベーション
- (2) 文化交流
- (3) 教育
- (4) スポーツ（オリンピック・パラリンピック）
- (5) 健康・医療
- (6) 介護
- (7) 都市計画
- (8) 環境
- (9) 交通
- (10) 上下水道

両都市は、東京都政策企画局外務部と北京市人民政府外事弁公室を責任部署とし、両都市が合意した分野における交流・協力の確実な推進を図る。

上記両責任部署は、連絡窓口となり調整と連絡体制の責務を担い、合意書で掲げる各分野について、両都市の担当部署が実施に向けた交流・協力をを行う。

両都市は、必要に応じて関係職員の相互交流を行う。

両都市は、現在の両都市の友好・協力関係をより緊密に発展させていくために、定期的に相互訪問・協議を行うものとする。

両都市は、この合意書の見直しの時期を双方の合意により調整するものとし、意見の相違がある場合は、双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとする。

この合意書は日本語及び中国語によってそれぞれ2通作成され、同等の効果を持つ。両都市はそれぞれ1通を保管する。

2019年8月26日

東京都知事
小池百合子

北京市長
陳吉寧